

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月1日 11時33分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港 高知港御疊瀬灯台から真方位004° 1.5海里付近 (概位 北緯33° 31.9′ 東経133° 33.7′)
事故の概要	漁船第六十八合栄丸は、南進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十八合栄丸、437トン
船舶番号、船舶所有者等	135109、株式会社合栄丸
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、プロペラ翼に欠損及び曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約1.4m（高知）
事故の経過	本船は、船長ほか25人（日本国籍3人、インドネシア共和国籍22人）が乗り組み、高知港のタナスカ北地区の岸壁を離れ、船長が同港の航路を北進する大型の入航船と左舷を対して航過するつもりで、航路に入って右寄りを南進中、航路西側の浅瀬に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約3.0m、船尾約5.3mであった。 船長は、本事故時、船首目標とした高知港第9号灯浮標及び大型の入航船を見ることに気を取られていたので、同灯浮標に向けた際に航路から外れていたことに気付かなかった。
分析	本船は、船長が、高知港の航路の右寄りを南進中、船首目標とした灯浮標及び大型の入航船に注意を向け、船位の確認を適切に行っていなかったことから、航路から外れていることに気付かず、航路西側の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、高知港の航路の右寄りを南進中、船長が、船首目標とした灯浮標及び大型の入航船に注意を向け、船位の確認を適切に行っていなかったため、航路から外れていることに気付かず、航路西側の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船位の確認を適宜行うこと。